

事業者について

No.	質問	回答
1	複数の営業所を運営しています。営業所ごとの申請となりますか？	支援金は営業所ごとではなく、事業者ごとの申請となります。したがって、事業者が複数の営業所分をまとめて申請することになります。
2	「みなし大企業」は対象となりますか？	発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業などのみなし大企業は対象となりません。詳細は支給要綱の第2条（8）をご確認ください。
3	NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人も対象となりますか？	法人の「主たる業種」によって、日本標準産業分類における中小企業の要件に該当するか確認していただき、中小企業に該当する場合は対象となります。  例）社会福祉法人で、介護等が「主たる業種」の場合 日本標準産業分類で大分類P（医療、福祉）であるため、中小企業か判断するための業種分類は「サービス業」となります。この場合、「資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下」が中小企業となりますが、一般的に社会福祉法人は資本金がないため、従業員の要件で確認し、100人以下の場合は対象となります。
4	中小企業に該当するかどうかを判断する場合に、複数の業種を行っている場合は、どの業種を「主たる業種」とすれば良いですか？	売上が最大の業種を、「主たる業種」としてください。
5	農業法人や農業者は対象となりますか？	中小企業に該当する農業法人は対象となります。 農業者の場合は、開業届を県内の税務署に届け、同居の親族を除く常時雇用する従業員がいる場合は対象となり、他の条件（週の所定労働時間20時間以上等）も満たしていることが必要です。
6	運営費の一部を県や市町村等の公的機関から受けていますが対象となりますか？	運営費の過半（50%以上）について公的機関から受けている場合は対象となりませんが、過半に満たない場合であれば対象とします。

事業者について

No.	質問	回答
7	県（または市町村）の指定管理者となっていますが、支援金の対象となりますか？	指定管理者として行う業務に従事する者で、指定管理料に人件費が含まれている場合は対象となりません。また、事業者の運営費の過半（50%以上）について、県や市等の公的機関から委託料や補助金等を受給している場合は対象となりません。上記に該当しない場合は対象となります。 ※運営費とは事業や施設を継続的に運営していくために必要な費用で、人件費や賃借料、消耗品費等が含まれます。
8	廃業予定の事業者ですが対象となりますか？	対象になりません。
9	破産手続き中の事業者ですが対象となりますか？	対象になりません。
10	第3セクターは対象になりますか？	国、県、市町村が設立した法人について、設立時の出資等割合が合計25%未満の場合は対象とします。 あわせて、運営費も公的機関から受けている場合は、Q6の条件も満たしている必要があります。
11	賃上げ繰越税制を利用していますが、直近の法人税は0円だったため、次年度へ繰り越しています。この場合は賃上げ促進税制を利用していないとして、支援金の対象となりますか？	この支援金は、賃上げ促進税制を活用できない中小企業等への支援策であるため、賃上げ促進税制を利用していないことが要件となっています。今期の決算において賃上げ促進税制の適用額が0円だったとしても、繰り越せば次年度で利用できることから、対象外となります。